

特記仕様書

和山国有林 森林環境保全整備事業(新植植付ほか) 東信7

[illegible]

※刈幅(植幅)・置幅(残し幅)は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合、実距離(斜距離)に換算した値とする。

※「全刈又は筋刈地拵(刈払)」もしくは「筋置地拵(枝条整理)」の仕様を適用する場合は、備考欄にその旨を記載する。

特記仕様書（車両系機械地拵）

作業種	適用林小班	仕様		
		筋置		
		植幅 ○m以上	置幅 ○m以内	
新植車両系 機械地拵	1026 か②	2.0m	2.0m	

※植幅・置幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離（斜距離）に直した距離とする。

特記仕様書（車両系機械地拵）

1 末木枝条の処理

（１）作業区域内の末木枝条等の整理、集積等をグラップル、プロセッサ等の車両系木材伐出機械及びバックホー等（以下「車両系」という。）を使用して行う。

（２）植幅・置幅は、標準図（車両系機械地拵）のとおりとし、植筋の方向は、原則として等高線状（横筋）とする。

（３）末木枝条を集積する場合、車両系が移動できるように、概ね50mに1箇所程度に通路（無集積箇所）を設ける。

（４）植幅内の車両系の走行は1回程度とし複数回の走行は極力避ける。

（５）地形や障害物等があり末木枝条等が筋置に集積できない場合は監督職員の指示に従う。

2 伐根の処理

車両系走行の支障となる伐根切り下げを行う。

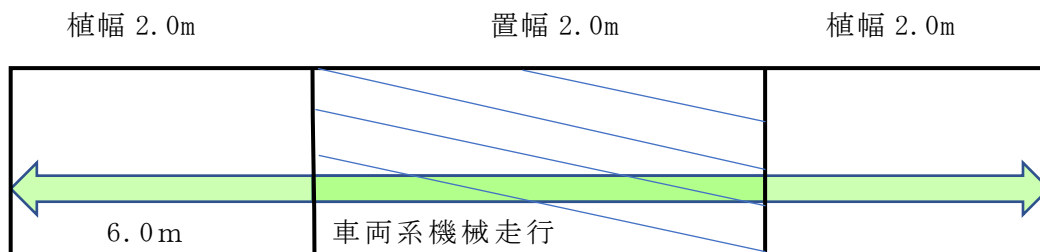
3 天然の有用稚幼樹の処置

天然の有用稚幼樹は、作業の支障になるものを除きすべて保残する。

4 功程調査協力

国及び県等の研究機関等の調査に協力すること。

標準図（車両系機械地拵）



特記仕様書

和山国有林 森林環境保全整備事業(新植植付ほか) 東信7

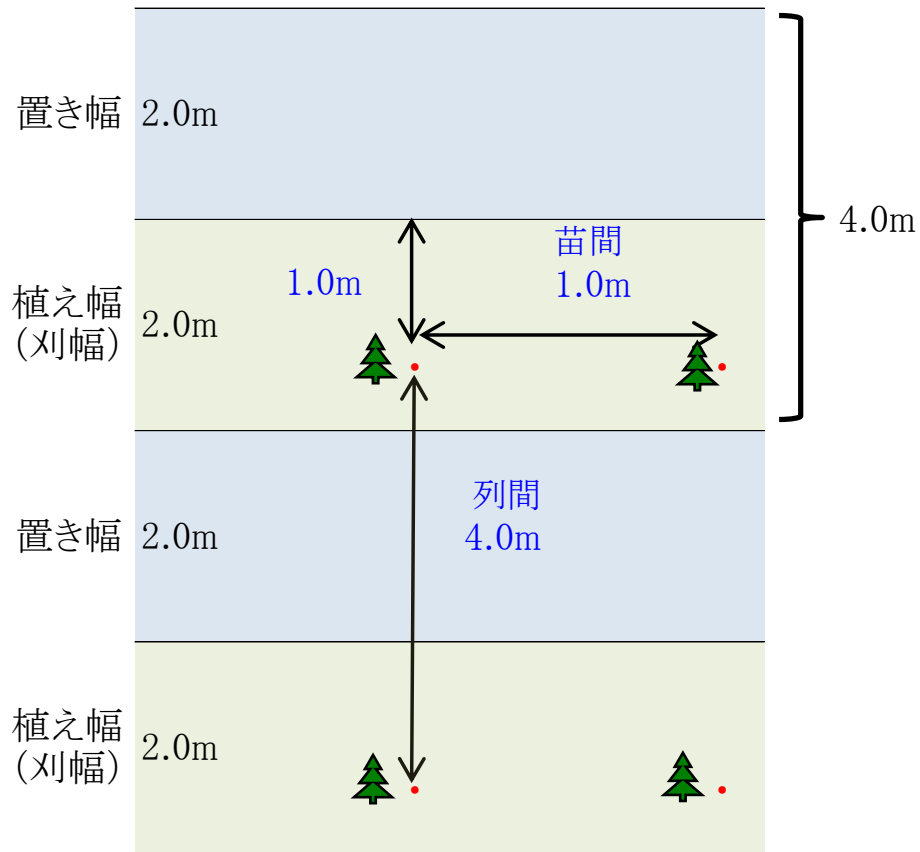
作 業 種		数 量						計	仕 様			
	樹種	カラマツ2中 (地上長25cm上)					列間 (m)		苗間 (m)	伐根周囲 (本)	植付本数 本/ha	
	適用林小班\棚包種	コンテナ										
新植植付	和山1026ほ②	150					150	4.0	1.0		2,500	
新植植付	和山1026か②	5,300					5,300	4.0	1.0		2,409	

※補植作業の場合は、既往の植栽木のうち『枯損・著しい芯枯れ』等、将来にわたって成林の見込のない枯損木を抜き取りその位置に植える。ただし、その位置が植付に適さない場合は、枯損木を抜き取らずに隣接する箇所に植えることとする。なお、抜き取った枯損木はその場に存置すること。

※広葉樹の植栽木は、赤テープ付ける等して表示すること。

植付標準間隔図

1026ほ②か②林小班



植付本数 2400本/ha